

付録 1

**平成 2 年度において講じようとする
公害防止に関する主要施策**

付録 1 は、
平成 2 年 5 月に発行されたものです。

目 次

第1章 基本的施策	467
第1節 公害・環境行政の総合的推進	467
1. 環境総合計画・公害防止計画の推進	467
2. 環境影響評価制度の推進	467
3. 環境保全基金の運営	468
4. 環境モニタリングシステムの整備	468
5. 環境情報システムの整備	469
6. 国際交流の推進	469
7. 未規制物質環境汚染の未然防止対策の推進	469
第2節 公害防止条例等の整備	470
第3節 土地利用の適正化に関する施策	470
1. 土地利用における公害防止の配慮	470
2. 土地利用現況調査の実施	470
第2章 公害防止の諸施策	471
第1節 大気汚染対策	471
1. 法律・条例に基づく規制	471
2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進	471
3. 光化学スモッグ対策の推進	472
4. 発生源常時監視システムの整備	473
5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	473
6. 大気汚染現況調査等の実施	474
第2節 水質汚濁対策	474
1. 法律・条例に基づく規制	474
2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	474
3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	475

4.	有害化学物質による水質汚染防止対策の実施	475
5.	下水道整備の推進	475
6.	生活排水対策	476
7.	水質汚濁の常時監視	476
8.	水質環境モニタリング事業の実施	477
9.	河川浄化事業の実施	477
10.	河川の管理等	478
11.	河川環境の整備	478
12.	港湾環境の整備	478
第3節	騒音・振動対策	478
1.	法律・条例に基づく規制	478
2.	近隣騒音対策の推進	478
3.	騒音振動調査の実施	479
第4節	自動車公害対策	479
1.	自動車排出ガス対策の推進	479
2.	自動車騒音振動対策の推進	480
第5節	航空機公害対策	481
1.	大阪国際空港周辺環境対策の推進	481
2.	空港周辺整備機構に対する助成	481
第6節	地盤沈下対策	482
1.	法律・条例に基づく規制	482
2.	地盤沈下状況の調査の実施	482
3.	都市河川地盤沈下対策事業の実施	482
4.	工業用水の供給	482
第7節	廃棄物処理対策	482
1.	産業廃棄物処理対策の推進	482
2.	一般廃棄物処理対策の推進	483
3.	最終処分場の確保	483

第8節	農林・水産・畜産公害対策	484
1.	農林・水産・畜産公害対策の実施	484
2.	農業用水及び土壌汚染対策の実施	484
第9節	環境保健対策	484
1.	健康被害に関する調査研究の実施	485
2.	食品等の安全確保対策	485
3.	保健所における公害関連業務の実施	485
4.	アスベスト対策の推進	485
第10節	被害救済等	486
1.	公害健康被害の補償等に関する法律の施行等	486
2.	公害に関する苦情・相談の処理	486
3.	大阪府公害審査会の運営	486
4.	公害関係事犯取締りの実施	486
第11節	中小企業に対する助成等	487
1.	工場の適正配置及び集団化の促進	487
2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	487
3.	公害防止技術の相談・指導	488
4.	公害防止技術の研究開発等	488
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	488
第13節	その他の公害対策	488
1.	市町村の公害防止行政に対する助成	488
2.	公害防止管理者等に係る業務の運営	489
3.	公害モニター制度の運営	489
4.	公害防止に関する知識の普及	489
5.	電波受信障害対策	489
6.	関西国際空港環境監視機構の運営	490
7.	関西国際空港総合環境センターの運営	490
第14節	自然環境保全対策	490

1. 法律・条例に基づく規制等	490
2. 自然環境保全対策の実施	490
第15節 歴史的文化的環境の保全	492
1. 法律・条例に基づく指導等	492
2. 歴史的文化的環境保全対策の実施	493
付録 平成2年度公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧	495

第1章 基本的施策

第1節 公害・環境行政の総合的推進

1. 環境総合計画・公害防止計画の推進

21世紀を見通しつつ平成2年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画である「大阪府環境総合計画（STEP 21）」（昭和57年12月策定）に基づき、健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指して、環境の保全と創造に係る諸施策の円滑な推進を図るとともに、新たに2001年度を目標とした人間と環境の共生する世界都市大阪（アーバンエコトピア）の実現にむけて新環境総合計画の策定に努める。

また、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第19条の規定により、昭和62年10月内閣総理大臣から策定の指示があり、昭和63年3月に同大臣の承認を受けた第4次大阪地域公害防止計画（昭和62～平成3年度）に基づいて、環境汚染等の状況及び推移を把握するとともに、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の進捗状況を把握する。

2. 環境影響評価制度の推進

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するために、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づいて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事業者が環境影響評価を実施させ、地域住民や関係市町村長、あるいは学識経験者等の意見も聴取するなど、環境保全が図られるよう事業者を十分指導する。

特に、平成2年度からは、陸上ヘリポートの設置及びレクリエーション施設の建設を、「大阪府環境影響評価要綱」の対象事業に追加し、これら事業の実施による環境への影響を未然に防止する。

また、審査に必要なデータの収集、解析予測手法などの技術的事項について引き続き調査、研究を進めるとともに、府域の環境関連諸情報を体系的に整備し、環境影響評価に係る現況把握等に利用するシステムの充実に努める。

3. 環境保全基金の運営

環境保全に関する知識の普及啓発事業等の強化を図るため、平成2年3月に設置した環境保全基金を運用し、その果実を活用して次の事業を実施する。

- (1) 府民の環境保全機運を高めるため、市町村が住民参加により行う地域環境保全活動に助成する。
- (2) 民間団体と連携し、エコマーク商品のPRなど環境に関わる実践活動を推進する。
- (3) 公用車にメタノール車および電気自動車を一々導入し低公害車の普及・啓発に使用する。
- (4) 府民が自発的に環境の保全に向けて行動をとることのできるよう、教育委員会、市町村等と連携して小学校低学年向け補助教材の作成等環境教育を推進する。
- (5) 府民の環境に対する理解と積極的な参加を図るため、6月の環境月間を中心イベントとして「環境フェア」や「快適環境府民会議」等を開催する。
- (6) その他酸性雨等や廃棄物減量化・適正処理に関する調査研究を実施する。

4. 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境、健康影響等に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、生物指標の導入等による環境の総合的かつ的確な把握手法について調査、検討を進める。また、環境モニタリングの新しい手段として、環境の状況を面的にかつ広域的・経常的に把握できるランドサット等の地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、環境影響評価制度及び快適環境創造等の施策推進に際して情報支援を行うシステムの開発に努める。

5. 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や快適な環境の創造に向けての合理的な政策の決定と諸施策の推進に資するため、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備し、環境の現況解析や将来予測等が行えるよう環境情報システムの整備を図る。

そのため、環境情報データベースや解析・予測システムの拡充、解析結果の表示システムの開発や景観シミュレーションの手法の開発に重点をおいてその整備に努める。

6. 国際交流の推進

公害防止に関する国際交流の推進を図るため、外国からの研修生の受け入れや府からの専門家派遣を行う。

平成2年度においては、インドネシア東ジャワ州からの研修生1名を1ヶ月間受け入れ、東ジャワ州の廃棄物問題の解決のための研修を行う。

また、中国上海市と水質保全専門家3名を10日間相互に派遣し、水質保全に関する技術交流を行う。

7. 未規制物質環境汚染の未然防止対策の推進

未規制物質による環境汚染対策については、平成元年度の新素材を対象とした調査検討に引き続き、平成2年度はバイオテクノロジーに関して、「未規制物質環境汚染対策検討委員会」において、環境保全のあり方等の

検討を行い指針等を取りまとめ、環境汚染の未然防止に努める。

第2節 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)及び同施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)等に基づいて推進しているところであるが、環境行政の効果的推進に資するため、環境関連法令等の動向をふまえ、必要に応じ改正を行うなど、その的確な運用に努める。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1. 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

関西国際空港の建設・運用による人口増大と産業拡大に対し、適正な土地利用を図るとともに、空港機能を支援・補完し、地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と地域の調和したまちづくりを進める。

2. 土地利用現況調査の実施

大阪府国土利用計画(昭和58年3月17日決定)の管理運営の一環として、農用地、森林、宅地など地目別の土地利用の現況を把握するため、市町村区域ごとに調査を行う。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1. 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対し指導する。

2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進

大阪府環境総合計画に基づく環境保全目標を維持・達成するため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

窒素酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準の遵守徹底を指導するとともに、「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」及び「固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱」に基づき、より一層の排出量の削減指導を行う。

また、中小固定発生源対策として、使用燃料のクリーンエネルギー化、省エネルギー化の指導を引き続き行うとともに、適応可能な低NO_x化技術を普及・促進する。群小発生源対策として「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」（平成2年4月1日施行）に基づき、業務用建築物が集中している地域における大気汚染の防止を図るため、大規模建築物の建築、再開発事業等に対する地域冷暖房システムの適正な導入を指導する。

さらに、二酸化窒素濃度が高くなる冬期に窒素酸化物の排出抑制を図る「季節大気汚染防止対策」を推進し、12月を「大気汚染防止推進月間」と定め各種キャンペーン活動を行うとともに、昭和62年度から実施してきた「短期高濃度対策検討調査」の結果を踏まえて、「NO₂予報」の通報、広報体制の整備を図る。

なお、昭和62、63年度における二酸化窒素に係る環境基準の達成状況が極めて厳しい状況であり、固定発生源からの窒素酸化物排出量の一層の抑制を図るため、窒素酸化物削減指導方策について調査検討を行う。

一方、二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深めるために「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進める。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準及び燃料使用基準等の遵守徹底を指導する。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

浮遊粒子状物質による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、ばいじんの排出基準、設備基準等の遵守徹底を指導する。

(4) 炭化水素対策の推進

炭化水素による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を指導する。

3. 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因等を究明するための諸調査を実施するとともに、光化学スモッグ発生時の緊急時対策を推進する。

(1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素について、発生源の排出実態の把握に努める。

(2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ等を利用して発生機構の解明に努める。

- (3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する排出ガス量の削減等の要請を行い、措置状況について立入調査等を実施する。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底や自動車の運行自粛の呼びかけを行う。
- (4) 炭化水素類排出施設に対する光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

4. 発生源常時監視システムの整備

大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

(参考) 大気汚染発生源常時監視システム整備状況

(平成2年3月31日現在)

中央局	端末機	発生源子局
府公害監視センター	大気課・泉州分室	30局

5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染常時監視システムを活用し、大気汚染状況について迅速かつ確かな常時監視を行うとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網整備状況

(平成2年3月31日現在)

設置主体	区分	測定局数 (府公害監視センターに常時収集している局数)			大気汚染測定車等(台)
		一般環境測定局	自動車排出ガス測定局	気象測定局(高所局含)	
大阪府		23 (23)	12 (12)	1 (1)	1
政令委任市 (注-1)		30 (24)	21 (1)	1 (1)	2
要綱市町 (注-2)		12 (1)	0	0	0
一般市町 (注-3)		16 (0)	1 (0)	2 (0)	2
合計		81 (48)	34 (13)	4 (2)	5

- (注-1) 大気汚染防止法に定める政令委任市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市及び東大阪市)を示す。
- (注-2) 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱第2条で、常時監視を行うものとされている市町で政令委任市を除く市町(高石市及び岬町)を示す。
- (注-3) 政令委任市及び要綱市町以外の市町村を示す。

6. 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、次の諸調査を実施する。

- (1) 浮遊粉じん環境調査(測定点は浮遊粉じんについては8地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (2) 燃料使用状況調査(調査対象工場・事業場は約5,300、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)
- (3) 都市緑化による窒素酸化物低減調査研究(都市域の大気浄化樹としての灌木及びツタ類のNO₂吸収量調査とランドサットによる緑量把握)
- (4) 酸性雨・酸性霧に関する調査研究(市町村の協力を得て、府下20地点で広域調査、金剛・生駒山系での高度別調査に加え、農林技術センター、府立大学の協力を得て生態系影響調査を実施。)
- (5) アスベストモニタリング調査(府下10カ所において、アスベストの環境濃度調査を実施)

第2節 水質汚濁対策

1. 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した、第2次「化学的酸素

要求量に係る総量削減計画（昭和62年大阪府告示第665号）」に基づき、引き続き、下水道の整備をはじめ浄化槽対策や生活雑排水対策等の生活排水についての対策を重点的に進めるとともに、産業排水対策として、指定地域内事業場に係る総量規制基準の遵守指導を行う。また、次期総量削減計画の策定に向けて検討を進める。

3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

赤潮発生等大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定により策定した、第2次「^{りん}燐及びその化合物に係る削減指導方針（昭和61年大阪府告示第672号）」に基づき、引き続き産業排水対策として、^{りん}燐処理施設の導入等を指導するとともに、生活排水対策として、下水道及びし尿処理施設の整備等に加え、合成洗剤対策推進要綱に基づき石けん等無^{りん}燐洗剤の使用や洗剤使用の減量化について指導啓発を行う。また次期削減指導方針の策定に向けて検討を進める。

さらに、^{りん}燐と並んで主要な富栄養化要因物質である窒素についても排出実態の把握等や削減効果について検討を進める。

4. 有害化学物質による水質汚染防止対策の実施

トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による河川水、地下水等への水質汚染を防止するため、これら物質を使用する水質汚濁防止法等の対象事業場等に対し、排出規制を行うとともに、適正な使用・管理の指導を行う。

また、ゴルフ場に散布された農薬等の流出を監視するため、ゴルフ場の排水口を中心に水質検査を行う。

5. 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続き寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大

阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

6. 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因の大半を生活排水が占めている現状から、生活排水に係る浄化対策を効果的に推進するために「大阪府生活排水対策推進要綱」に基づき、基本的な生活排水対策である下水道の整備とともに、家庭等における発生源対策等の実施、地域の実情等に応じた合併処理浄化槽の普及及び生活雑排水処理施設の整備等の諸施策を市町村と連携し、府民の理解と協力を得て推進する。

このため、府民、団体との連携によるシンポジウムや地区研修会を開催する。また、府下市町村における積極的な取り組みを促進するため、平成2年度において、モデル地域（2カ所）を選定し、実践活動用資材の提供等を行い、生活排水対策地域実践活動促進事業を実施することにより、当該地域における汚濁負荷量の抑制を図るとともに、住民の実践活動を通じて、本対策への取り組み気運の醸成及び協力関係の強化に努める。

7. 水質汚濁の常時監視

(1) 公共用水域

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、94河川134測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、一定規模以上の工場・事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に整備し、水質の監視を行う。

(2) 地下水質

府下の地下水質の汚濁状況を常時監視するため、「地下水質測定計画」

に基づき、府域177地点について、水質汚濁防止法で規定するトリクロロエチレン等有害物質を対象に関係行政機関と協力して計画的に地下水質の監視測定を行う。

なお、監視結果により、汚染が懸念される地区については、飲用井戸の安全性の確保を図るため、その周辺の詳細な調査を実施する。

(参考) 水質自動観測局設置状況

(平成2年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点(大阪市東淀川区南江口)	昭45
安威川	神崎川合流点直前(大阪市東淀川区相川町)	54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前(大阪市城東区諏訪)	56
大津川	大津川上流(忠岡町忠岡東3丁目)	59
石川	千早川合流後左岸(富田林市若松町東3丁目)	61

水質テレメータ監視システム整備状況

(平成2年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
環境局泉州分室内	水質課	66局	6局

8. 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水質保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、指標生物により河川の水質状況を把握する。

9. 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚泥のしゅんせつを行う。また、古川及び住吉川において浄化導水

路の建設を推進し、恩智川において薄層流浄化を実施する。さらに、大和川の水質汚濁対策として、西除川で薄層流浄化を実施する。

10. 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンス等を府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

11. 河川環境の整備

河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

12. 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1. 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導の充実、担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 近隣騒音対策の推進

市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音

とわたしたちのくらし」(昭和62年度作成)を活用した騒音教育など各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機騒音等の防止強化に努める。

3. 騒音振動調査の実施

(1) 低周波空気振動に係る実態調査

幹線道路周辺における低周波空気振動の実態等を調査し、環境影響評価に必要な資料の整備を図る。

(2) 騒音振動に係る苦情処理推進事業

市町村における苦情処理業務の円滑化に資するため、これまでに収集した苦情処理データを整理・解析し、苦情等の傾向、規制の問題点等を把握するとともに整理・解析した苦情の一部について事例集を作成する。

(3) 環境騒音モニタリング調査

大阪府下における環境騒音の現況を統一的に把握するため、必要な測定機器を整備するとともに市町村が実施した測定結果を取りまとめ、環境影響評価等の資料として活用する。

第4節 自動車公害対策

1. 自動車排出ガス対策の推進

- (1) 「大阪自動車公害対策推進会議」において、通勤・通学自動車の使用自粛や貨物自動車の使用合理化等について、府民・事業者に対する啓発を強化するとともに、自動車排出ガスに係る技術診断により排ガス減少装置の整備等の徹底を図る。

また、自動車メーカーに排出ガス対策の強化を要請するとともに国に対しては発生源対策の強化と併せて交通総量削減のための総合都市交通対策の確立を強く要望する。

さらに、自動車公害防止啓発ビデオやCMスポット放送の実施により自動車公害防止の啓発活動を拡充する。

- (2) 違法駐車、交通渋滞及び窒素酸化物による大気汚染等の車社会対策の一環として実施する「ノーマイカーデー」の推進を図るため、「大阪自動車公害対策推進会議」においても、構成機関・団体の機関誌等を通じて、傘下の事業所に対する啓発活動を行う。

また、「ノーマイカーデー」実施日における環境改善効果等の把握を行う。

- (3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序、円滑化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 交通管制システムの高度化、地域制御エリアの拡大、信号機の系統化により自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 主要事業所ごとの保有自動車から排出される窒素酸化物の総量を抑制するため、学識経験者や関係行政機関の参画のもとに、自動車排出ガス総量規制の具体案、総量規制導入の法整備上の課題等について調査・検討する。
- (6) 幹線道路沿道の高濃度汚染の改善を図るため、効果的な道路構造対策や沿道土地利用対策の検討を行う。

2. 自動車騒音振動対策の推進

- (1) 幹線道路については、交通の円滑化を図るため、秩序正しい車線走行や適正速度走行の定着化のための交通規制並びに各種交通安全施設の整備を図る。また、生活道路については、より安全な居住環境を確保するため、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・振動の増大に影響が認められる著しい速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 国に対し、自動車騒音の許容限度の強化について要望するとともに、

市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に努める。

第5節 航空機公害対策

1. 大阪国際空港周辺環境対策の推進

大阪国際空港の周辺環境対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺緑地の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建物の移転補償を行う。
- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (3) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (4) 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (5) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (6) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (7) 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- (8) テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

2. 空港周辺整備機構に対する助成

空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に伴い設置された空気調和機器（エアコン等）の機能回復工事に対する補助
- (2) 固有事業に対する資金の貸付け等

第6節 地盤沈下対策

1. 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制及び地下水採取の実態把握に努めるとともに、規制地域内の関係工場・事業場に対する採取抑制指導の徹底を図る。

2. 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点271点）を実施するとともに、観測井戸（19カ所）において地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

3. 都市河川地盤沈下対策事業の実施

地盤沈下により排水機能が低下し、かつ護岸が老朽化している古川の改修を推進し、治水レベルの向上を図る。

4. 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1. 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び大阪府産業廃棄物処理計画（昭和57年6月策定）に基づき、次の施策を推進する。

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、産業廃棄物の減量化対策の推進及び総合的管理システムの調査、研究を行う。

- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、引き続き財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施することとし、無害の汚泥等の廃棄物の埋立処分を行うとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、廃油、有害汚泥等の中間処理を行う。

さらに、堺第7-3区を埋立処分場としてより一層の有効活用を図る「堺第7-3区埋立処分推進事業」を行う。

また、堺第7-3区のうち、既に竣功した部分の一部（15.5ha）に整備した「みなと堺グリーンひろば」を府民がスポーツ・レクリエーション活動に手軽に利用できるよう開放する。

なお、これらの事業の円滑な推進を図るため同公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

- (3) 現行の大阪府産業廃棄物処理計画の計画期間が平成2年度で終了するため、本年度内を目途に、本府公害対策審議会の審議を経て、次期処理計画を策定する。

2. 一般廃棄物処理対策の推進

- (1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行う。
- (2) 府と市町村で構成する「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において廃棄物減量化対策、適正処理困難物対策等の調査、研究を進めるとともに、市町村と環境美化キャンペーンの実施等啓発を強化する。

3. 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業実施主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備事業（フェニックス事業）の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1. 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
 - ① 有害物質による農作物等の影響に関する調査研究
 - ② 残留農薬に関する調査研究
 - ③ 漁場環境等に関する調査研究
 - ④ 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁場環境について調査船等により監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物のせい息環境悪化や漁業操業の障害となる海底に堆積したゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁場環境保全対策事業を実施する。

2. 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、ため池の水質浄化に関する総合的調査研究、重金属等の有害物質による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 環境保健対策

環境汚染から府民の生命と健康を守り、健康被害の未然防止を図るため、環境行政と保健医療行政の連携を一層強化し、総合的な環境保健施策を推進する。

1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。

また、新たに局地汚染の健康影響について調査手法を確立するための調査を実施する。

- (2) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (3) 環境汚染による健康影響の監視、予防体制の確立を図るため、引き続き調査検討を進める。

2. 食品等の安全確保対策

食品の安全を確保するため、食品関係営業施設に対して、立入検査及び食品、添加物、器具、容器包装等の収去検査を実施し、適切な指導を行うとともに、食品の監視、試験検査機能の充実に努める。

特に魚介類等の食品及び容器包装中のP C B、野菜・果物等の残留農薬、玄米中のカドミウム、魚介類中の水銀について検査を継続し、基準値あるいは規制値を上回る食品については、その流通防止を図るとともに生産都道府県に対して検査体制の強化と安全な食品の出荷を要請する。

3. 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

4. アスベスト対策の推進

大阪府アスベスト対策検討委員会を運営し、アスベストに関する施策の調整、検討を図るとともに、大阪府アスベスト対策基本方針に基づき総合

的対策を推進する。

第10節 被害救済等

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の施行等

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和62年法律第97号）に基づく認定患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。また、関係市等と連携を図りながら、大気環境改善計画を策定し、低公害車の普及や大気浄化の植樹など健康被害予防事業の円滑な実施に努める。

2. 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、庁内関係各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

3. 大阪府公害審査会の運営

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、継続中の調停事案の進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその適正な処理に努めるなど、公害紛争の迅速かつ適切な解決に努める。

4. 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを実施する。

第11節 中小企業に対する助成等

1. 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に対して、所要資金の一部について融資あっせんする。
- (3) 中小企業の工場移転により、公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。
- (4) 住工が混在している地域から工場適地や工業専用地域等へ工場等を移転しようとする場合に必要な資金を融資する。

2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

また、中小企業が購入する低公害車（電気自動車、最新規制適合のガソリン車など）を対象に融資を行う。

融資目標額 3億円

融資限度額 2,500万円（工業専用地域等への工場移転及び事業
協同組合等に対しては、5,000万円）
無担保融資 600万円

融資期間 7年以内（低公害車融資 5年以内）

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）による中小企業高度化資金の貸付けを行う。

- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

3. 公害防止技術の相談・指導

府立産業技術総合研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4. 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、府立産業技術総合研究所において、研究、技術指導を行う。また、大阪府立大学附属研究所において、放射線利用による環境汚染に関する研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るため、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 その他の公害対策

1. 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法

律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づき、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2. 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

3. 公害モニター制度の運営

公害モニターから、環境行政についての意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求め、環境行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施してモニター活動の円滑化を図る。

4. 環境保全に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、環境保全等に関する知識の普及を図るため、環境白書や「大阪の環境」の刊行をはじめ、公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行を行う。

さらに、大阪府環境情報コーナーにおいて、府民が自ら環境利用する際の判断資料となる各種文献や視聴覚教材等環境に関する情報の収集・提供に努める。

5. 電波受信障害対策

電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

6. 関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港と関連事業の実施に伴い、環境面等で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州8市5町の長により設立した本機構において、事業主体の環境監視データなどをチェックし、必要に応じて対策を要請・勧告する。

7. 関西国際空港総合環境センターの運営

南大阪湾岸整備事業、阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、関西国際空港建設事業と連携して、「関西国際空港総合環境センター」を活用し、総合的な環境監視を行う。

第14節 自然環境保全対策

1. 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行うとともに、同条例に基づく自然環境保全地域の指定及び保全並びに都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区の指定及び保全に努める。

また、同条例の規定に基づき、自然環境保全指導員制度を適正に運用し自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に努める。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて、自然海浜保全地区の保全に努める。

2. 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るため、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然に親しみ、自然を学ぶ場を府民に提供するため、金剛生駒国定公園において二上山・万葉の森の整備を図るとともに、府民の森の利用を促進するため、府民の森園地の施設の充実を図る。また、明治の森箕面国定公園においても、園地や歩道等を整備する。
- (2) 北生駒地域のうち、室池北部地区については、緑化を基本として、自然公園にふさわしい施設整備を「緑の文化園」として、公民一体となって整備する。
- (3) 府民の緑化意識の高揚を図るため、今年4月に泉南市において、第38回大阪府植樹祭を開催するほか、関連事業を実施する。また、緑化知識の普及や技術指導の拠点施設である緑化センターの適正な運営に努める。
- (4) 永続的に緑化の推進と良好な自然環境の保全を図るため、広く民間の協力を得て、みどりの基金を積み立てるとともに、この運用益で民間施設の緑化モデルづくりや昨年11月に設立された(財)大阪みどりのトラスト協会への助成等を行う。
- (5) 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行い、施設緑化基準の達成に努める。
- (6) 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑化の普及に努める。
- (7) 工場の緑化を推進するため、工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに、工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施する。
- (8) 森林の保全整備を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林のうち保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
府民の森林に対する多様なニーズを踏まえて、森林利用・活動拠点の整備、自然歩道による拠点のネットワーク化など三山系の森林の総合的な利用を推進するとともに今後の緑施策推進にあたっての支援システム

としてランドサットデータの活用も含めた総合的な緑情報システムの構築を図る。

- (9) 多様で活力ある森づくりをすすめるための各種森林造成事業を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、保安林改良事業等を実施する。

また、府、市町村、府民が一体となって「府民参加の森づくり」を進める。

- (10) 第6次鳥獣保護事業計画（昭和62～平成3年度）に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。
- (11) 花に憩い、花に学び、花で交流する府民開放型施設として、河内長野市に「大阪府立花の文化園」を整備する。
- (12) ため池のもつ多面的な機能を活用し、ため池を水と緑あふれる府民のオアシスとして総合的に整備する。
- (13) 水産資源の維持培養を図るため、魚礁等の設置により、漁場の造成を行う。また、「つくり育てる漁業」の中核的機関となる栽培漁業センターの建設を行うとともに、新たに甲殻類中間育成施設を建設するほか、高級魚介類の種苗生産技術、開発研究等を行う。
- (14) 体験放流の実施など、府民に水と魚のふれあいの機会を積極的に提供し、それを通じて内水面の水産資源の保護・培養及び水質保全の意識向上を図る。
- (15) 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。

第15節 歴史的文化的環境の保全

1. 法律・条例に基づく指導等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更又は

保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

2. 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- (4) 地域開発事業の進展に伴い破壊のおそれのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、「歴史の道」や「伝統技術」さらには文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。
- (5) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し泉北考古資料館、文化財資料展示室等において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (6) 市町村が設置する歴史民俗資料館等については、その建設費に対し助成を行う。
- (7) 一須賀古墳群の主要部29万㎡を保存し、「近つ飛鳥風土記の丘」として公開し、府民に歴史・文化に親しむ場を提供するとともに、近つ飛鳥の中核的な教育・文化施設として「近つ飛鳥博物館」（仮称）を建設する。

- (8) 池上曾根遺跡の地に、弥生文化に関する総合的博物館「大阪府立弥生文化博物館」（仮称）を建設するとともに、池上曾根遺跡整備計画を和泉市・泉大津市とともに策定する。
- (9) 歴史的町並みを有する伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を保存するための整備を図る。

付録 平成2年度 公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧

(1) 部 局 別

（単位：千円）

部 局 名	平 2 年 度	平 1 年 度	増 減
総 務 部	100,000	100,000	0
環 境 保 健 部	4,355,900	4,097,234	258,666
商 工 部	2,965,919	1,679,634	1,286,285
農 林 水 産 部	6,066,645	5,666,995	399,650
土 木 部	102,182,223	92,135,450	10,046,773
建 築 部	1,195,432	827,720	367,712
企 業 局	38,806,600	30,560,114	8,246,486
水 道 部	5,274,056	4,853,218	420,838
教 育 委 員 会	2,374,008	2,401,750	△27,742
公 安 委 員 会	1,611,183	1,585,969	25,214
合 計	164,931,966	143,908,084	21,023,882

(2) 項目別

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
基 本 的 施 策	環境総合計画 推進費	18,748	54,619	△35,871	大阪府環境総合計画後継計画 策定費 9,600 泉州環境監視基本構想検討費 2,100 環境汚染長期将来予測データ 作成事業費 4,800 (環)
	環境保全基金 運営費	652,000	0	652,000	環境教育推進事業費 5,100 環境フェア開催事業費 7,500 低公害車普及啓発事業費 4,570 酸性雨・酸性霧に関する調査 研究 4,500 環境保全基金積立金等 601,500 (環)
	環境影響評価 制度運営費	14,193	11,341	2,852	(環)
	公害基本対策費	35,114	47,987	△12,873	公害行政総合調整費等 24,480 国際交流推進事業費 3,634 未規制物質環境汚染対策検討 調査費 7,000 (環)
	環境情報管理費	105,679	105,508	171	リモートセンシングによる環 境監視システムの開発、運用 等 (環)
	二色の浜環境整備 関連公共事業費	814,000	462,000	352,000	(土)
	二色の浜環境整備 事業費	5,135,150	8,214,007	△3,078,857	(企業)
	南大阪湾岸整備 事業費	33,543,850	22,214,017	11,329,833	(企業)
	小計	40,318,734	31,109,479	9,209,255	

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
大 気 汚 染 対 策	窒素酸化物に関する調査研究費	12,164	20,364	△8,200	樹木による浄化調査 1,664 窒素酸化物排出削減対策事業費 10,500 (環)
	大気汚染防止規制指導費	19,244	14,254	4,990	大気汚染防止規制指導費 11,439 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,261 悪臭防止規制指導費 641 悪臭規制基準対策事業費 3,643 固定発生源対策機器整備費 2,260 (環)
	大気汚染防止実施計画推進費	35,564	42,348	△6,784	大気汚染防止実施計画推進費 3,895 短期高濃度対策事業費 800 アスベスト(石棉)排出抑制推進事業費 8,768 季節大気汚染防止対策推進事業費 7,456 地域冷暖房システム導入推進事業費 800 低NOx化技術普及促進費 900 窒素酸化物削減指導事業費 9,145 (環) 低NOx化燃焼技術指導事業費 4,300 (商)
	光化学スモッグ対策費	3,592	3,693	△101	発生源工場等実態調査費等 2,817 公害パトロール車等緊急時対策費 775 (環)
	大気汚染測定局整備費	87,419	79,347	8,072	測定機器等整備費 75,819 政令市内大気汚染測定局移管促進費 11,600 (環)
	大気汚染常時監視	120,348	129,472	△9,124	(環)
	大気汚染発生源テレメータ監視システム整備費	1,340	8,530	△7,190	発生源常時監視システム整備費 (環)
	公害現況等調査費	3,588	4,846	△1,258	燃料使用量調査費 549 浮遊粉じん環境調査費 1,041 関西国際空港周辺地域大気汚染状況解析費 1,998 (環)

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
大気汚染策	ごみ焼却場公害防止装置補助金	310,686	339,827	△29,141	(環)
	小計	593,945	642,681	△48,736	
水質汚濁対策	水質汚濁防止規制指導費	31,402	28,398	3,004	水質汚濁防止規制指導費 13,453 水質総量規制推進事業費 8,422 生活排水対策推進費 9,140 水質汚濁物質排出量総合調査費 387 (環)
	発生負荷量管理等調査費	2,446	1,843	603	発生負荷量管理等調査費 (環)
	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	2,580	2,831	△251	富栄養化物質調査 (環)
	下水道整備費	61,140,765	59,557,617	1,583,148	流域下水道事業費 57,746,079 公共下水道補助金 1,000,000 流域下水道維持操作補助金 2,394,686 (土)
	公共用水域常時監視費	170,892	165,069	5,823	公共用水域常時監視費 161,001 広域総合水質調査費 1,138 ゴルフ場周辺河川等水質調査費 3,350 環境基準設定基礎調査費 5,403 (環)
	水質汚濁常時監視施設整備費	29,376	33,182	△3,806	河川水質自動観測局整備費 (環)
	地下水質常時監視費	9,273	514	8,759	地下水質常時監視費 飲用井戸水質監視費 (環)
	水質汚濁常時監視費	66,568	66,254	314	(環)
	水質環境モニタリング事業費	6,669	4,805	1,864	府下各河川の水辺環境観察等 (環)
	河川環境整備費	677,777	604,028	73,749	(土)
	河川浄化費	782,500	865,974	△83,474	河川のしゅんせつ及び浄化導水路 (土)
	港湾環境整備費	455,438	463,567	△8,129	港湾の緑化事業等の環境整備 (土)

(単位:千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
水質汚濁対策	船舶廃油処理場維持費	129,585	137,922	△8,337	船舶廃油処理施設等の維持管理等 (土)
	公害取締対策費	1,298	1,298	0	水質検査委託料 (公安)
	小計	63,506,569	61,933,302	1,573,267	
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	5,141	5,153	△12	騒音防止法等施行費 (環)
	騒音・振動調査対策費	7,205	2,480	4,725	低周波空気振動調査費 605 騒音振動に係る苦情処理推進事業費 2,300 環境騒音モニタリング調査費 4,300 (環)
	小計	12,346	7,633	4,713	
自動車公害対策	自動車公害対策費	36,913	64,500	△27,587	自動車の窒素酸化物総量規制検討調査 20,002 道路沿道大気汚染予測調査 6,200 沿道汚染対策モデル計画策定推進調査 3,700 大阪自動車公害対策推進会議の運営等 7,011 (環)
	自動車公害調査費	29,680	10,070	19,610	自動車窒素酸化物発生源の監視 19,530 ディーゼル貨物車等の排出ガス量調査 10,150 (環)
	ノーマイカーデー推進事業費	63,800	0	63,800	(環)
	交通公害対策費	4,950	4,635	315	交通量調査費 (公安)
	総合都市交通体系調査費	234,750	21,300	213,450	府下の効率的な総合交通体系整備計画の立案 (土)
	舗装道新設費	1,289,000	732,795	556,205	未舗装道路の舗装 (土)
	舗装道補修費	5,634,850	3,551,273	2,083,577	舗装悪化箇所の補修 (土)
	道路立体交差費	5,912,000	5,883,700	28,300	道路の立体交差化 (土)

(単位：千円)

区分	事業費	平2年度	平1年度	増減	摘要
自動車 公害 対策費	交通安全施設 等整備費	3,346,538	2,860,910	485,628	交差点改良費 1,756,000 (土) 交通管制センターの拡充強化 費 1,148,877 (公安) 地域制御エリア拡大費 378,031 (公安) 信号機の系統化事業費 63,630 (公安)
	小計	16,552,481	13,129,183	3,423,298	
航空 機 公害 対 策	大阪国際空港 周辺対策費	346,556	340,560	5,996	空港周辺緑地管理費 3,090 緑地整備事業費 311,400 営業者あつ旋融資資金貸付金 等 17,544 住宅等移転資金利子補給金等 11,253 環境基盤施設整備費補助金等 3,269 (環)
	航空機騒音防止 校舎管理費	52,699	53,983	△1,284	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
	航空機公害実態 調査	10,059	9,695	364	航空機騒音調査費 (環)
	空港周辺整備機構 助成費	241,607	480,507	△238,900	事業資金貸付金 163,000 民家防音工事費補助金 78,607 (環)
	小計	650,921	884,745	△233,824	
地 盤 沈 下 対 策	地盤沈下規制 指 導 費	3,679	1,767	1,912	工業用水法等施行費 (環)
	地盤沈下観測費	47,046	46,740	306	地盤沈下観測費 15,302 (環) 水準点測量費 31,744 (土)
	都市河川地盤沈下 対 策 費	600,000	571,000	29,000	河川の改修 (土)
	(特別会計) 地盤沈下対策 事業費	5,274,056	4,853,218	420,838	工業用水道事業費 (水)
	小計	5,924,781	5,472,725	452,056	

(単位：千円)

区分	事業費	平2年度	平1年度	増減	摘要
廃	産業廃棄物処理指導監督費	50,016	48,560	1,456	処理業者指導監督費等 17,232 廃棄物検査分析費等 32,784 (環)
	産業廃棄物処理計画関連調査研究事業費	2,303	2,014	289	(環)
棄	産業廃棄物情報管理システム整備事業費	6,760	4,537	2,223	(環)
	産業廃棄物中間処理事業促進費	104,600	169,200	△64,600	産業廃棄物中間処理事業費補助金 (環)
物	産業廃棄物処理団体育成事業費	700	0	700	(環)
	堺第7-3区埋立処分推進事業費	276,000	332,000	△56,000	(環)
処	廃棄物減量化対策推進事業費	3,616	3,474	142	(環)
	一般廃棄物処理指導監督費	7,202	6,790	412	市町村指導監督費 5,328 廃棄物検査分析費 1,874 (環)
理	一般廃棄物処理施設改造費補助金	125,000	100,000	25,000	(環)
	リサイクルプラザ整備事業費	8,500	1,400	7,100	(環)
対	おから処理実態調査事業費	555	0	555	(環)
	道路環境整備費	1,017,890	959,721	58,169	(土)
策	公害取締対策費	95	95	0	産業廃棄物の検査委託料 (公安)
	広域廃棄物受入監視事業費	3,850	0	3,850	(環)
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	8,437,613	6,130,025	2,307,588	大阪湾広域臨海環境整備センター事業費等 1,913 (環) 8,435,700 (土)

(単位:千円)

区分	事業費	平2年度	平1年度	増減	摘要
廃棄物処理対策	みなと堺グリーンひろば管理運営費	15,600	18,200	△2,600	(環)
	みなと堺グリーンひろば緑化事業費	21,000	0	21,000	(環)
	小計	10,081,300	7,776,016	2,305,284	
被害救済等	公害健康被害対策費	32,082	27,500	4,582	公害病認定患者死亡見舞金等大気環境改善計画策定費(環)
	苦情相談処理費	2,924	2,666	258	大気、水質、交通公害苦情相談処理費(環)
	公害紛争処理費	1,723	1,811	△88	公害審査会運営費(環)
	公害取締対策費	14,302	14,341	△39	公害関係事犯採証機器整備費(公安)
	小計	51,031	46,318	4,713	
中小企業に對する助成等	産業立地適正化融資資金貸付金	2,595,000	1,313,000	1,282,000	(商)
	工場立地指導費	1,908	1,919	△11	(商)
	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金(商)
	中小企業公害防止資金特別融資促進費	783,597	871,576	△87,979	融資目標 13億円 貸付利率 年6.7% 貸付期間 7年以内 利子補給 小企業 5.7% 中企業 4.7% (環)
	(特別会計) 公害防止資金貸付金	50,000	50,000	0	設備近代化資金貸付金(商)
	(特別会計) 公害防止設備貸与事業費	10,000	10,000	0	設備貸与資金貸付金(商)
	公害防止技術向上対策費	328	328	0	公害防止巡回技術指導費(商)
	公害対策指導研究費	4,383	4,387	△4	(商)
小計	3,745,216	2,551,210	1,194,006		

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
その他の公害対策	公害防止条例委任事務費	103,700	95,153	8,547	市町村交付金等 (環)
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	100,000	100,000	0	大気汚染防止、自動車騒音防止、航空機騒音防止のための施設整備資金貸付金 (総)
	公害監視センター運営費	182,683	183,089	△406	管理運営費等 85,153 検査分析機器等整備費 31,875 大気、水質、騒音・振動検査業務費 49,412 大気、水質調査研究費 5,253 水質分析方法検討試験等国庫委託事業費 10,990 (環)
	泉州分室運営費	43,512	44,985	△1,473	検査分析費等 (環)
	公害モニター運営費	3,004	3,018	△14	モニター100人 (環)
	電波障害防止対策費	511,527	111,545	399,982	共同アンテナ設置費等(教委) (建)
	こどもの健康調査費	3,000	6,600	△3,600	(教委)
	関西国際空港環境監視機構運営費	37,366	38,489	△1,123	関西国際空港周辺地域植生等動態状況調査費 1,860 (環)
	関西国際空港総合環境センター運営費	127,600	132,090	△4,490	(企業)
	小計	1,112,392	714,969	397,423	
農林・水産・畜産公害対策	農作物公害研究費	3,869	3,836	33	農作物に関する公害試験研究費 (農)
	畜産公害研究費	9,410	11,472	△2,062	畜産環境保全対策試験 (農)
	漁業公害対策費	12,360	12,214	146	漁場障害物除去事業費 12,000 漁場油濁被害救済基金負担金 360 (農)

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
農林・水産・畜産公害対策	漁業公害監視費	1,450	1,420	30	漁業公害調査指導等事業費 (農)
	漁業公害研究費	15,658	17,679	△2,021	(農)
	畜産経営環境保全費	40,160	35,160	5,000	(農)
	水質障害対策事業費	168,623	124,103	44,520	(農)
	小計	251,530	205,884	45,646	
環境保健対策	公害影響調査費	18,817	20,083	△1,266	大気汚染に係る影響調査費 2,040 大気汚染による住民健康調査費 5,917 生活環境汚染影響調査費 10,860 (環)
	光化学スモッグ対策費	164	164	0	光化学スモッグ人体影響調査費 (環)
	食品安全対策事業費	16,166	16,245	△79	主要食品中の重金属等調査費 14,866 輸入牛残留農業検査費 1,300 (環)
	公害衛生研究費	908	908	0	(環)
	公害保健調査研究体制整備費	2,058	1,080	978	環境保健体制整備調査事業費 278 アスベスト対策関係事業費 1,780 (環)
	保健所公害業務費	1,745	1,471	274	(環)
	小計	39,858	39,951	△93	
自然環境保全対策	自然環境保全費	1,010,333	1,234,004	△223,671	(農)
	公園緑地整備費	12,551,424	10,334,589	2,216,835	ポケットパーク整備事業費 24,500(健) (土)
	緑道整備費	723,300	548,370	174,930	(土)
	府民の森整備費	547,152	489,226	57,926	(農)

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
自然環境保全対策	環境緑化推進費	374,676	305,608	69,068	(農) (土)
	緑化推進対策費	166,098	95,009	71,089	(農)
	森林造成事業費	228,514	270,532	△42,018	(農)
	府営林整備事業費	159,820	172,321	△12,501	(農)
	府有施設景観改善事業費	700,000	700,000	0	(建)
	鳥獣保護事業費	31,666	32,656	△990	(農)
	保安林整備事業費	91,851	82,302	9,549	(農)
	花の文化園整備事業費	1,735,618	1,536,770	198,848	(農)
	ため池整備 ため池調査検討費	10,000	0	10,000	(農)
	ため池環境 ため池整備事業費	10,000	10,000	0	(農)
	栽培漁業推進事業費	1,318,594	1,224,425	94,169	栽培漁業センター建設事業 1,290,677 栽培漁業推進事業 13,713 栽培漁業試験費 14,204 (農)
	内水面増殖事業費	10,348	10,968	△620	淡水生物増殖試験費 (農)
	自然海浜保全 地区管理費	3,309	2,876	433	自然海浜保全地区管理費 (環)
甲殻類中間育成施設 整備事業費	121,000	0	121,000	(農)	
魚礁設置事業費	19,445	17,890	1,555	並型魚礁設置事業 14,945 築いそ事業 4,500 (農)	
小計	19,813,148	17,067,546	2,745,602		
歴史的・文化的環境の保全	文化財保存指導費	1,323	1,357	△34	(教委)
	文化財資料等整備費	12,925	13,616	△691	(教委)
	指定文化財等管理費	7,000	7,000	0	(教委)
	府有史跡等管理費	3,751	7,492	△3,741	(教委)

(単位：千円)

区分	事業名	平2年度	平1年度	増減	摘要
歴史 的 文 化 的 環 境 保 全	銃砲刀剣審査登録費	844	774	70	(教委)
	泉北考古資料館等 運 営 費	10,425	15,020	△4,595	(教委)
	近つ飛鳥風土記の丘 管 理 運 営 費	14,739	14,523	216	(教委)
	文化財保護啓発費	1,994	1,994	0	(教委)
	発掘調査出土遺物 整 理 費	6,641	6,476	165	(教委)
	埋蔵文化財緊急 査 査 費	41,775	59,664	△17,889	(教委)
	埋蔵文化財受託事業 調 査 費	15,353	124,523	△109,170	(教委)
	「歴史の道」実態 調 査 費	5,000	5,000	0	(教委)
	池上首根遺跡 環 境 整 備 事 業 費	5,000	0	5,000	(教委)
	伝統技術調査費	3,000	4,000	△1,000	(教委)
	大阪府立弥生文化 博 物 館 建 設 事 業 費	1,201,102	1,600,200	△399,098	(教委)
	大阪府立近つ飛鳥 博 物 館 建 設 事 業 費	491,718	55,700	436,018	(教委)
	指定文化財保存 事 業 費	410,123	339,086	71,037	(教委)
	「修羅」保存処理費	18,188	12,072	6,116	(教委)
	有形文化財無形文 化財等総合調査費	1,500	3,000	△1,500	(教委)
	北部地域埋蔵文 化財遺物収蔵庫 維 持 管 理 費	800	30,900	△30,100	(教委)
	高等学校埋蔵文化財 調 査 費	24,513	24,045	468	(教委)
	小 計	2,277,714	2,326,442	△48,728	
合 計	164,931,966	143,908,084	21,023,882		

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。
2. 摘要欄()内は担当部局を示す。

(総)	総 務 部	(建)	建 築 部
(環)	環 境 保 健 部	(企 業)	企 業 局
(商)	商 工 部	(水)	水 道 部
(農)	農 林 水 産 部	(教 委)	教 育 委 員 会
(土)	土 木 部	(公 安)	公 安 委 員 会